

愛荘町道路網整備計画

(平成27年度～平成36年度)



平成 27 年 3 月



滋賀県
愛 荘 町 AISHO



1 道路網整備計画とは

愛荘町では、湖東三山スマートインターチェンジが平成 25 年 10 月に開通されるなど、今後の交通需要の変化が予想されます。

本計画は、愛荘町における道路整備の課題を明らかにしたうえで、将来の交通量の円滑な処理について検討し、愛荘町の将来道路網を構成する幹線町道（1 級町道及び 2 級町道の一部）について、今後 10 年間に整備が必要な路線を定めたものです。

道路網整備計画に定めること

今後 10 年間に町が実施する
道路改良事業、交差点改良事業及び交通安全事業

2 道路整備の課題

① 南北の広域幹線道路を連絡する東西道路の機能強化

- ・町東側の湖東三山スマートインターチェンジ・国道 307 号と国道 8 号を連絡する東西方向の円滑な交通が確保されていない。

② 国道 8 号の交通渋滞に伴う周辺道路への通過交通の流入の排除

- ・国道 8 号を利用する通過交通が町道に流入しており、町道の交通量が多い。

③ 広域幹線道路から鉄道駅や中心市街地への交通の円滑化

- ・国道 8 号等から鉄道駅や中心市街地へのアクセス道路は幅員が狭く、円滑な交通が確保されていない。

④ 緊急輸送道路の整備

- ・災害時の救助・救急医療・消火活動及び緊急物資の供給など緊急輸送を担う道路網の確保が必要。

⑤ 生活関連施設の利便性の向上

- ・公共施設、商業施設、病院等の生活関連施設へのアクセス性・利便性の向上が必要。

⑥ バス交通の定時性の確保

- ・バス路線である町道の中には幅員が狭く、バスのすれ違いができない区間がある。

⑦ ボトルネック※となる交差点の渋滞緩和

- ・国道 8 号と町道の交差部では、国道 8 号の渋滞に伴い、町道の交通渋滞が慢性化している。

⑧ 事故多発箇所の解消

- ・町道において、死亡事故が発生している箇所がある。

⑨ 通学路における安全性の向上

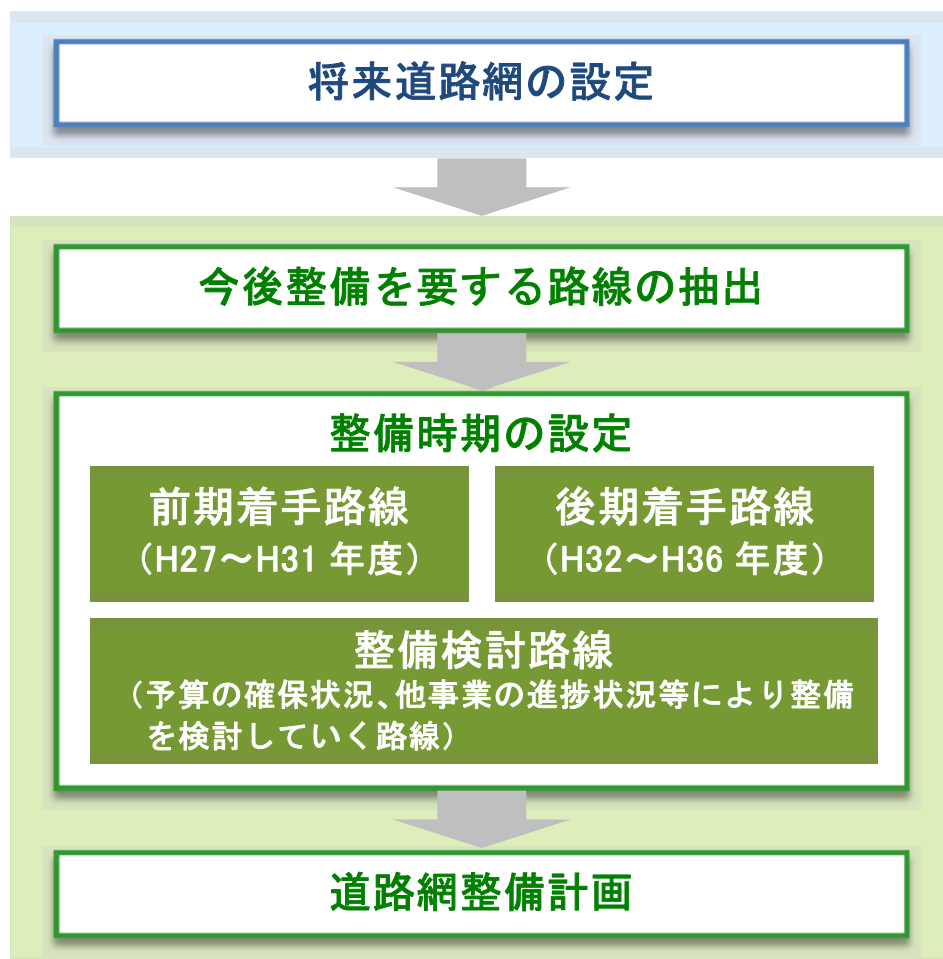
- ・小学校の通学路になっている町道の一部では、歩道の未整備箇所がある。

※ボトルネック：道路において交通流量の妨げとなる個所のこと。

3 計画策定の流れ

本計画は、地域住民の代表、学識経験者及び関係機関で構成するワーキンググループでの地域的な要望、課題の抽出等を経て策定しました。

■ 計画策定の流れ



計画策定に係るワーキング

地域住民の代表、学識経験者、関係行政機関で構成する組織で、計画策定の各段階において、検討内容の方向性や検討結果に対して提言をいただきました。



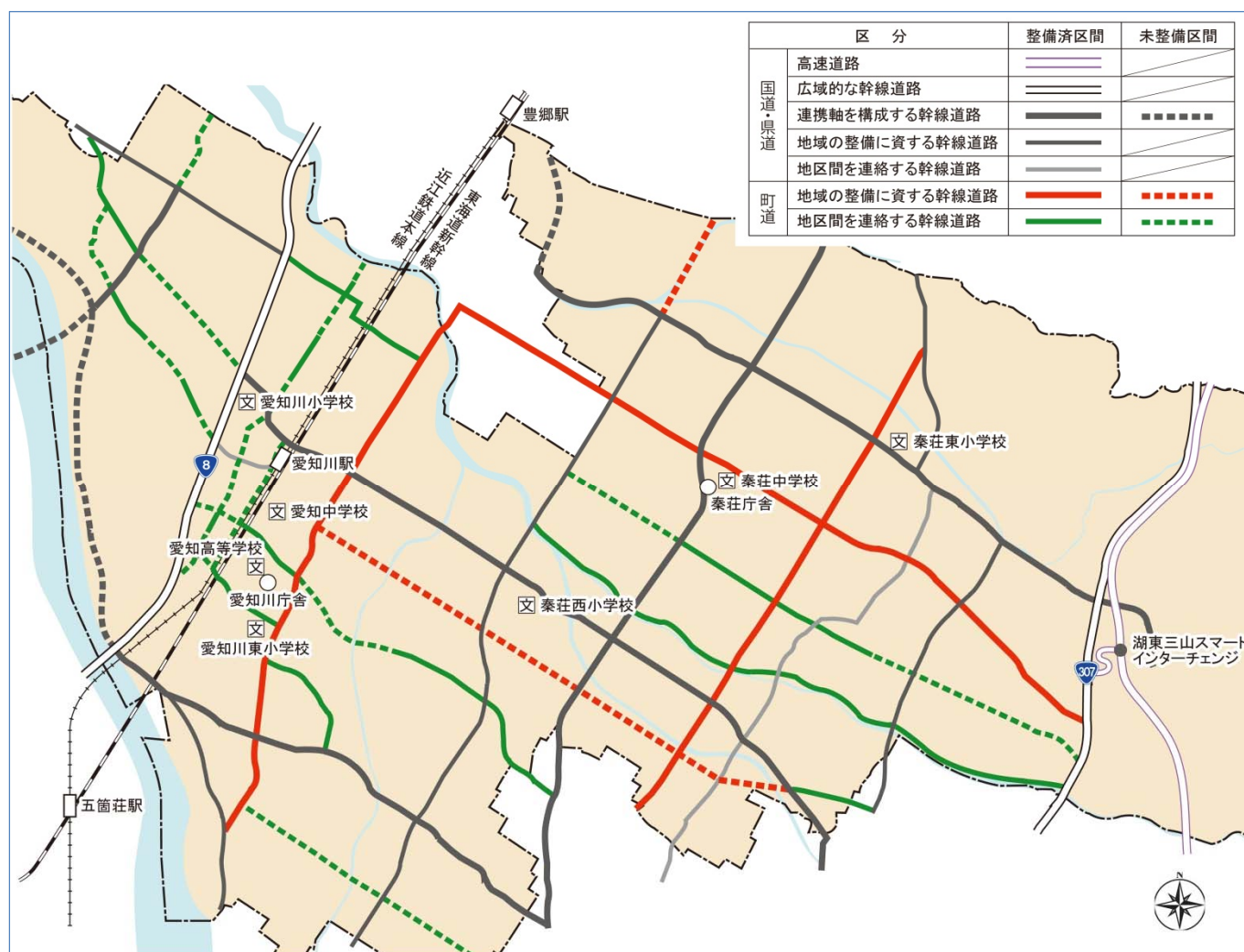
4 将来道路網の設定

通過交通の適切な誘導、自動車交通の円滑化と適正な市街地の形成等を図るため、将来道路網を構成する各幹線道路の役割を明確にし、その役割に応じた段階的な道路体系を確立します。

■ 将来道路網の構成

道路の分類	道路の役割	主な道路種別
広域的な幹線道路	・ 主要都市と愛荘町を連絡する幹線道路	・ 国道
連携軸を構成する幹線道路	・ 広域的な幹線道路を補完し、主要都市と愛荘町との連携強化を図る上で骨格となる幹線道路	・ 県道
地域間の整備に資する幹線道路	・ 連携軸を構成する幹線道路と一体となって市街地間を連絡する幹線道路	・ 県道 ・ 1級町道他
地区間を連絡する幹線道路	・ 上記を補完し町内各地区を連絡する幹線道路	・ 1級町道他

■ 将来道路網図



5

今後整備を要する路線の抽出

将来道路網を構成する町道に対して、各事業の基本的な考え方に基づき、道路改良事業、交差点改良事業及び交通安全事業の対象路線を抽出しています。

なお、道路改良事業の実施にあたり、沿道に建物が立地するなどして現道拡幅が難しい場合は、『待避所』の設置を検討します。

また、旧中仙道線（石橋歌詰橋線含む）については、観光施策道路として位置づけ、現道拡幅を基本とする道路改良事業の対象路線から除外しています。

■ 各事業の基本的な考え方

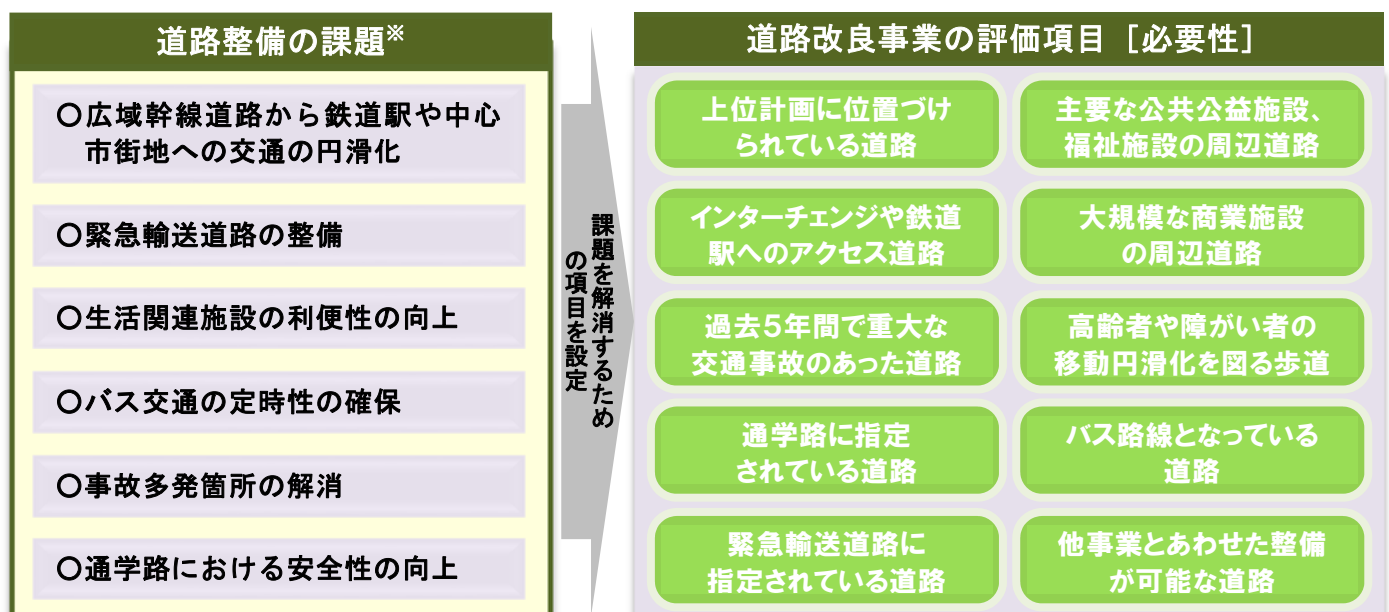
事業内容	基本的な考え方
道路改良事業	- 将来道路網を構成する幹線道路のうち、車道幅員が7m未満の区間に対し、適切な道路幅員を確保するための現道拡幅を行います。 - 新設については上位計画との整合を図ります。
交差点改良事業	- 将来道路網を構成する幹線道路の主要な交差点のうち、交通混雑が著しい渋滞ポイントについて、交差点改良を行います。 - 渋滞ポイントは、1回の信号青時間で通過できない交差点とします。
交通安全事業	将来道路網を構成する幹線道路のうち、小学校の通学路が指定されている路線について歩道の設置を行います。（道路改良事業の対象路線を除きます。）

6

整備時期の設定

- ・ボトルネックとなる主要交差点での渋滞緩和を図るため、**交差点改良事業を最優先**とします。
- ・道路改良事業については、道路整備の課題を踏まえた必要性などの評価項目を設定し、対象路線ごとに**各評価項目に点数をつける**ことで、道路改良事業の優先順位を定量的に評価しています。
- ・交通安全事業については、道路改良事業の整備時期と整合を図ります。

■ 道路改良事業の評価項目〔必要性〕



※道路整備の課題のうち、「南北の広域幹線道路を連絡する東西道路の機能強化」、「国道8号の交通渋滞に伴う周辺道路への通過交通の流入の排除」については、滋賀県の道路整備計画と連携して解消を図ります。

■ 道路改良事業

図面 番号	路線名	区間 延長	平成 27 年度～平成 36 年度		
			前期着手 路線	後期着手 路線	整備検討 路線※
①- 1	(町) 上蚊野下八木線 (その 1)	810m			●
①- 2	(町) 上蚊野下八木線 (その 2)	1, 650m			●
②	(町) 長野野良田線	1, 000m			●
③	(町) 中宿川原線	1, 460m			●
④- 1	(町) 愛知川栗田線 (その 1)	400m		●	
④- 2	(町) 愛知川栗田線 (その 2)	805m			●
⑤	(町) 愛知川豊満線	170m			●
⑥	(町) 東円堂西菩提寺線	1, 920m			●
⑦	(町) 西部開発線	550m			●
⑧	(町) 愛知川市線	680m	●		
⑨	(仮) 深草八町線	620m			●
⑩	(仮) 中宿香之庄線	3, 560m			●

■ 交差点改良事業

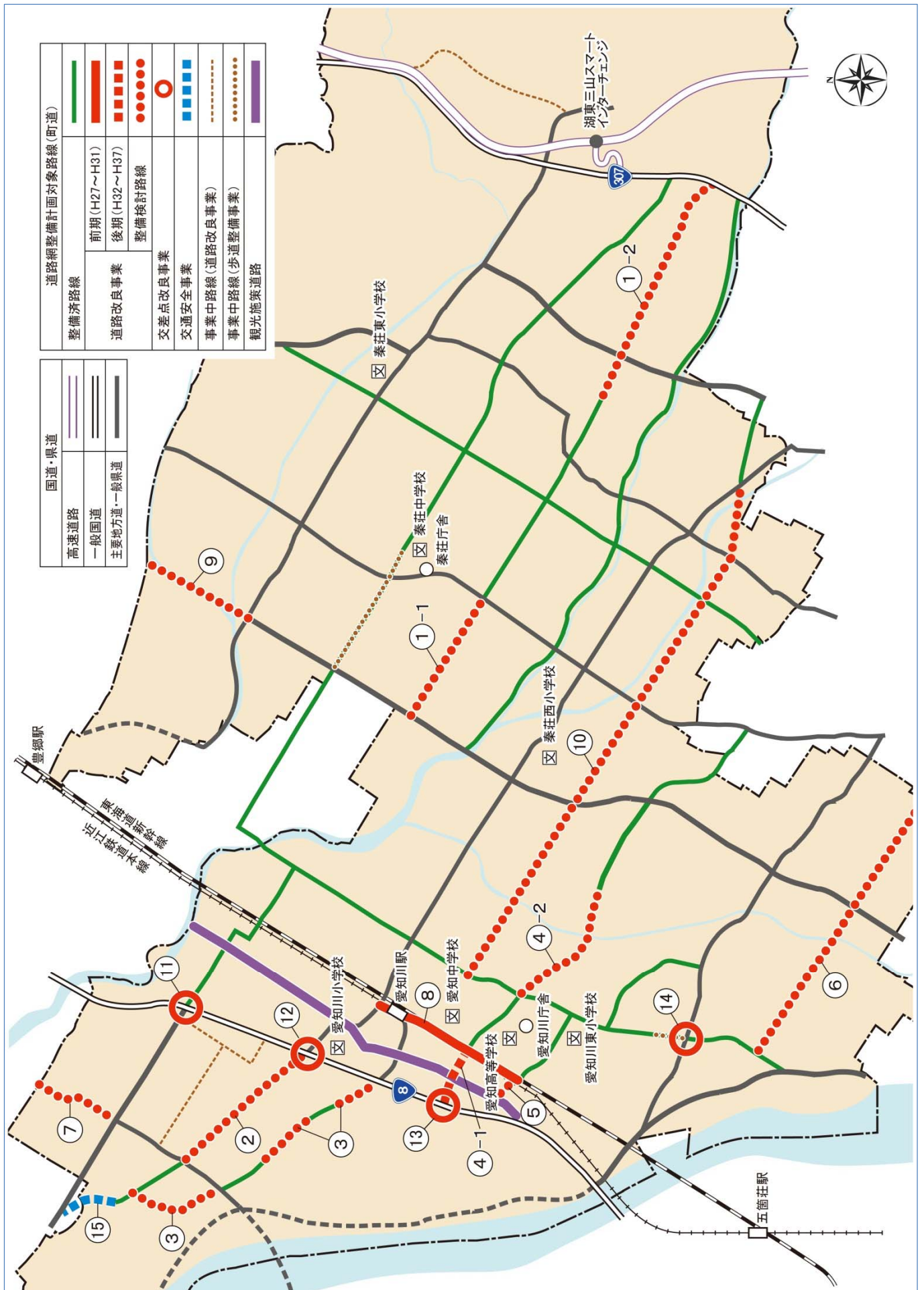
図面 番号	路線名	平成 27 年度～平成 36 年度		
		前期着手 路線	後期着手 路線	整備検討 路線※
⑪	長野北交差点	●		
⑫	長野交差点	●		
⑬	愛知川交差点	●		
⑭	(県) 湖東彦根線と(町) 東部開発線との交差点	●		

■ 交通安全事業

図面 番号	路線名	区間 延長	平成 27 年度～平成 36 年度		
			前期着手 路線	後期着手 路線	整備検討 路線※
⑮	(町) 長野野良田線	220m			●

※整備検討路線：予算の確保状況、他事業の進捗状況等により整備を検討していく路線。

■ 道路網整備計画図



8 道路の整備イメージ

本計画に基づき計画的に道路整備を進め、5年ごとに事業の進捗状況の確認や計画の見直し等の進行管理を行います。

■ 道路改良事業

- ・ 道路の拡幅、歩道の設置

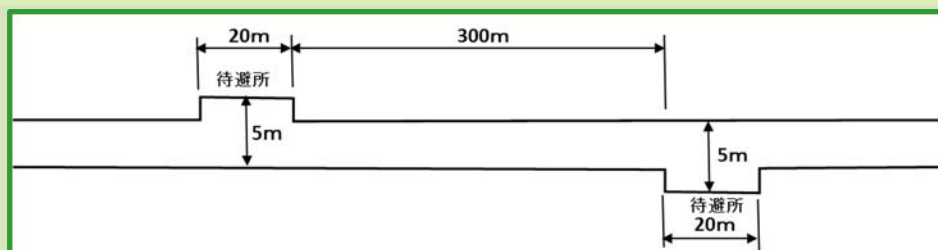


整備前



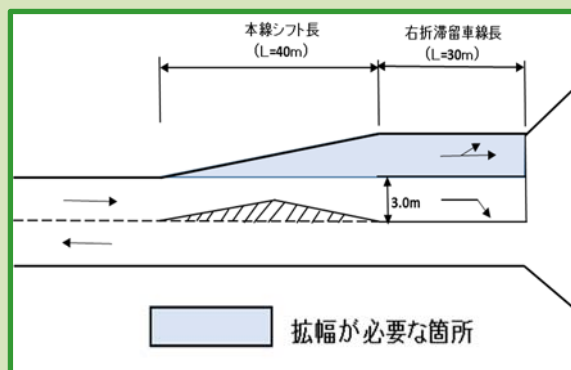
整備後

- ・ 現道拡幅が難しい場合は『待避所』の設置を検討



■ 交差点改良事業

- ・ 右折専用車線の設置



■ 交通安全事業

- ・ 歩道の設置



愛荘町 建設・下水道課（愛知川庁舎1階）

〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地

TEL0749-42-4111/FAX0749-42-5887